(9)	非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル未満であること。	1.0	
備考　（略）			

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十二条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知又は同法第十六条第一項の規定による認定の申請がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。

(9)	非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル未満であること。	1.0	
備考　（略）			